「NISA口座のみなし廃止」のお知らせ

令和4年1月7日

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和3年度税制改正により、2017年分の非課税管理勘定(一般 NISA)を設定しているお客さまのうち、当金庫にマイナンバーを届出いただいていないお客さま(A)の NISA 口座については、非課税口座廃止届出書を当金庫にご提出いただいたものとみなし、2022年1月1日をもって廃止しました(「みなし廃止」といいます)。

また、マイナンバーを既に届出いただいたお客さまであっても、2018 年以降の非課税管理勘定(一般 NISA) または累積投資勘定(つみたて NISA) が設定されていないお客さま(B) の NISA 口座については、同様の措置を実施しました。

今後、当金庫でNISA口座のご利用を希望される場合は、改めてNISA口座開設のお手続が必要となりますので、投資信託のお取引店にてお手続きいただきますよう、お願い申し上げます。

- ○みなし廃止による「非課税口座廃止通知書」等の書面通知は行われませんので、ご了承ください。
- ○今現在ご利用いただける NISA 口座は、NISA 第 2 期 (2018 年以降に開始された NISA 口座) となります。2018 年以降に NISA 口座を開設している方は、マイナンバーを届出済みですので、引き続き NISA 口座を利用することができます。
- 〇今回廃止しました NISA 口座は、NISA 第 1 期(既に投資可能期間(2014 年~2017 年)が過ぎており、なおかつ非課税での保有期間が 2021 年 12 月末に終了した NISA 口座)ですので、お客さまの取引に影響はございません。

「みなし廃止」対象のお客さま

2017 年分の非課税管理勘定 (一般 NISA) を設定しているお客さまのうち、太枠のお客さまの NISA 口座を、2022 年 1 月 1 日をもって廃止しました。

	要件		
	マイナンバーの	2018 年以降の一般 NISA・	2022 年以降の利用・廃止
	届出	つみたて NISA の有無	
みなし廃止の <u>対象</u> (A)	届出未済	2018 年以降の一般 NISA・	2022 年 1 月 1 日をもって
みなし廃止の <u>対象</u> (B)	届出済み	つみたて NISA なし	NISA 口座を廃止しました。
みなし廃止の 対象外	届出済み	2018 年以降の一般 NISA・ つみたて NISA あり	2022 年以降も引き続き NISA 口座を利用できます。

お問い合わせ先

城北信用金庫 国際資金部

【電話】0120-276-251

【平日】9:00~17:00 (当金庫休日を除きます)

